傍　聴　要　領

障害者に関する条例制定に係る検討委員会

１．傍聴を希望する場合の手続

（１）会議の傍聴を希望する方は、会議の前日までに、電話又は FAX により事務局まで申し込んでください。（障害福祉課総務・施設係　0742-27-8922）

会議当日は名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席にご着席ください。

（２）傍聴の受付は申込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

（３）傍聴者の定員は１０名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

２．会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

（１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。

（２）旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。

（３）談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。

（４）飲食又は喫煙を行わないこと。

（５）写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。

（６）携帯電話等を使用しないこと。

（７）非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。

（８）その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

３．会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が２に違反した時は、退場していただく場合があります。

（３）傍聴者が２の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。

（４）会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。